

北方領土の返還実現に関する提言

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願であることから、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
2. 北方領土問題に係る啓発運動を強化するとともに、返還運動の後継者育成と青少年教育に努めること。
3. 「改正北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
4. 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの支援等の交流等事業を着実に推進すること。
5. 北方領土周辺海域における漁業の安全操業の円滑な実現について、万全を期すこと。